

広島県訓令第一号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「専任主査、主任主査」を「主幹」に改める。

第八条の見出し中「部長等」を「課長等」に改め、同条第一項及び第二項中「、部長」を削り、同条第三項中「及び部長」を削り、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 会計管理部長及び危機管理監は、局長の専決事項のうち、知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。

5 部長は、局長の専決事項のうち、局長が知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。

第八条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、同条第九項中「防災航空センター長、健康指導監、東部産業支援担当次長、企業誘致担当次長、専門技術監、担当監、出納監察員、調整監、事業調整監、資金管理監、工事検査監、指導検査監、漁業補償調整監、会計指導検査監、情報公開監、児童虐待防止・DV対策監、食品安全対策監及び計量指導監」を「出納監察員、担当監、防災航空センター長、健康指導監、東部産業支援担当次長、企業誘致担当次長及び参事」に改め、同条中第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、第十一項を第九項とする。

第九条第一項中「局課等」を「局課」に改め、同項の表中

局長	各局	主務部長	主務課長
局長	各局	主務部長（所掌に属する事務に限る。）	主務課長
		主務課長	幹事課長等

を
に改め、「各部

」を削り、同条第三項中「部長」を「局長」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を削り、同項を同条第四項とする。

別表第一中「企画振興局」を「地域政策局」に、「政策企画課長」を「地域政策課長」に改める。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二（第八条関係）

局長専決事項	課長専決事項
--------	--------

一 所掌事務に関する実施計画の策定
 二 定例的な表彰の計画及びその執行
 三 所掌事務に関する要綱等の制定及び改廃
 四 国、他の地方公共団体その他関係機関との間における協議及び意見の聴取又は申出
 五 公共組合及び公共的団体の設立、合併、解散、定款変更等の許可、認可、認証等
 六 法令に基づく制限、禁止及び措置命令
 七 法令に基づく聴聞、弁明の機会の付与及び意見の聴取
 八 法令に基づく占用の許可
 九 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）第七条第一項及び第二項の規定による行政文書の開示決定等に係る行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づく不服申立てに対する処分
 十 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等の各決定に係る行政不服審査法に基づく不服申立てに対する処分
 十一 一件三億円未満の工事の執行
 十二 予定価格三千万円未満の財産の取得及び予定価格一千五百万円未満の財産の処分
 十三 土地の取得費が三億円未満である事業に係る土地の取得について、標準地の単位価格の決定
 十四 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が七百万円未満の財産の賃貸借及び使用許可（五千平方メートル未満のものに限る。）
 十五 一件三億円未満の損失補償
 十六 一件五千平方メートル未満の河川、港湾その他の公共用地等の使用許可
 十七 局長（局長相当職を含む。）の県内旅行及び一週間以内の県外旅行の命令及び報告の受理
 十八 部長（部長相当職を含む。）次号

一 法令に基づく営業又はこれに類する行為に関する許可、免許、登録等並びにその取消し、変更及び更新
 二 法令に基づく各種届出及び報告の受付
 三 法令に基づく施設の設定等の許可、認可等及びその取消し、変更等並びにその廃止、休止等の承認
 四 法令に基づく一定の区域内における立入り、占用（五千平方メートル未満のものに限る。）、土石の採取、施設の設定その他の行為の許可、認可及びその取消し、変更等
 五 法令に基づく試験の施行並びに合格者等の免許、登録及びその取消し、変更等
 六 法令に基づく資格、権利、地域、計画等の認定、確認その他の確認行為
 七 法令に基づく地域、機関等の指定及びその取消し、変更等
 八 法令に基づく検査、調査、指示、勧告、報告の徴収その他の監督権の行使
 九 法令に基づく各種の許可証、免許証、登録証、検査証、合格証、鑑札等の交付
 十 法令に基づく各種の検査、監督又は監視を行う職員の名指し及び身分証票の交付
 十一 広島県情報公開条例第七条第一項及び第二項の規定による行政文書の開示決定等
 十二 広島県個人情報保護条例第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等
 十三 審議会等の運営
 十四 訴訟代理人の指定
 十五 各種行事の後援名義の使用及び共催の承認
 十六 品評会、共進会、見本市等の開催
 十七 講習会、講演会、打合せ会等の開催
 十八 事実の証明及び謄本、抄本等の交付
 十九 告示、公告その他の公示
 二十 所掌事務に関する調査の実施、資料の収集等
 二十一 申請、通達、副申、報告、催告、通知、照会、回答、届出等
 二十二 工事の起工
 二十三 一件二億円未満の工事の執行
 二十四 要綱等の定めのある補助金、貸付金等の交付又は貸付けの決定、承認、取消し、返還命令、報告の徴取等
 二十五 国庫補助金、交付金等に係る申請書

において同じ。)の職務専念義務の免除及び休暇の承認

十九 部長の旅行の命令及び報告の受理

二十 課長(課長相当職を含む。次号において同じ。)の職務専念義務の免除及び休暇の承認

二十一 課長の旅行の命令及び報告の受理

二十二 地方機関の長(以下「所長」という。)の職務専念義務の免除及び一週間を超える休暇の承認

二十三 所長の一週間を超える県外旅行の命令及び報告の受理

二十四 地方自治法第八十条の規定による専決処分のうち、次に掲げるもの

(一) 県税の賦課徴収その他歳入の徴収について生ずる訴えの提起に関すること。

(二) 県営住宅に係る家賃若しくは損害賠償金の支払又は明渡し等の請求に関する訴えの提起、和解及び調停(広島県県営住宅設置及び管理条例(平成九年広島県条例第十三号)第三十九条第一項第一号又は第二号に該当する入居者に係るものに限る。)に関すること。

(三) (一)及び(二)に定めるものを除くほか、県の申立てに基づいて発せられた支払督促に対し、債務者から適法な異議の申立てがあつた場合に、民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第三百九十五条の規定により当該支払督促の申立ての時にあつたものとみなされる訴えの提起に関すること。

(四) 地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定による損害賠償を支払うもので、その額が五百万円以下のものである和解に関すること(職員の行為によつて発生した交通事故及び道路管理の瑕疵による事故に係るものに限る。)

(五) 地方自治法第九十六条第一項第十三号の規定による法律上その義務に属する損害賠償で、その額が五百万円以下のものを定めること(職員の行為によつて発生した交通事故及び道路管理の瑕疵による事故に係るものに限る。)

請求書、成績書、決算書等の提出

二十六 予定価格二千万円未満の財産の取得及び予定価格一千万円未満の財産の処分

二十七 土地の取得費が二億円未満である事業に係る土地の取得について、標準地の単位価格の決定

二十八 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が三百万円未満の財産の賃貸借及び使用許可(三千平方メートル未満のものに限る。)

二十九 寄附受納の諾否の決定

三十 一件二億円未満の損失補償

三十一 使用料、手数料及び負担金の減免

三十二 予算の配当替え及び令達

三十三 財産等に関する登記又は登録の申請及び嘱託

三十四 公有財産の所属換え、会計換え、分類換え及び分掌変更

三十五 県税外収入金の徴収

三十六 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令(旅費システムにより処理する切符等に係るものを除く。)

三十七 広島県職務発明規則(昭和五十六年広島県規則第二十五号)の規定による認定、決定及び通知

三十八 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)第三条第一項第二号の規定による委任事務を処理すべき所長の指定

三十九 職員の事務分担の決定

四十 職員の職務専念義務の免除及び休暇の承認

四十一 職員の旅行の命令及び報告の受理

四十二 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)

第六条第二項の規定による職員の休憩時間の短縮

四十三 職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令

四十四 勤務時間等条例第八条の規定による育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認

四十五 勤務時間等条例第八条の二の規定による育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限

四十六 職員の部分休業の承認及び取消し

四十七 職員の身分、給与及び通勤の証明

四十八 臨時の職員並びに非常勤の調査員、検査員、観測人及び嘱託員の任免

四十九 歳入歳出外現金(所得税及び住民税

<p>二十五 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの</p>	<p>に係るものを除く。)及び有価証券の出納通知</p> <p>五十 第二十二号から第二十四号まで、第二十六号、第二十八号及び第三十号に掲げる事項のほか、歳出予算の執行</p> <p>五十一 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの</p>
---	--

別表第三(第八条関係)

局課の区分	会計管理部	
	局長専決事項	課長専決事項
局長専決事項	<p>一 収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の購入、修繕、売払い及び会計管理部長が別に指定する借入れの契約</p> <p>二 広島県物品管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十三号)第三条の二の規定による重要物品の決定</p>	<p>一 県の発行する証紙の売さばき人の指定及び指定の取消し</p> <p>二 県の発行する証紙の出納通知</p> <p>三 県の発行する証紙の引換え又は買戻し</p>
課長専決事項	<p>一 収支の原因となる行為について決裁を経たもののうち、次に掲げる契約</p> <p>(一) 予定価格三千万円未満の物品の購入及び修繕の契約</p> <p>(二) 予定価格一千五百万円未満の物品の売払契約</p> <p>(三) 予定価格三千万円未満の物品の借入契約(会計管理部長が別に指定するものに限る。)</p> <p>二 単価契約をした物品の納入の指示</p> <p>三 電子計算組織により集中処理する管理事務費特別会計に係る収入の通知及び支出命令</p> <p>四 広島県物品管理規則に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三条第一項の規定による物品の細分類の決定</p> <p>(二) 第二十二条第一項の規定による使用物品取扱者の指定</p> <p>(三) 別記様式に代えて別に知事が定める書類、帳簿等の決定</p> <p>五 職員の扶養親族の認定</p> <p>六 職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定</p> <p>七 職員の児童手当及び子ども手当に係る受給資格及び額の認定</p> <p>八 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百七十七条の六の規定による給与支払報告書等の提出</p> <p>九 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十六条の規定による源泉徴収票の提出</p> <p>十 電子計算組織により集中処理する電気料金及び電話料金に係る支出命令</p> <p>十一 所得税及び住民税に係る歳入歳出外現金の</p>	<p>一 県の発行する証紙の売さばき人の指定及び指定の取消し</p> <p>二 県の発行する証紙の出納通知</p> <p>三 県の発行する証紙の引換え又は買戻し</p>

	局務総	監理管機危	
	課務総	課安保防消	
<p>十 広島県法規集の編集</p>	<p>九 広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）第四条第一項の規定による公印の新調及び改刻の承認</p>	<p>八 地方機関における文書事務の取扱い及び当直に関する規程の承認</p> <p>七 広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第五号）第七条の規定による職員以外の者に対する文書の閲覧等の許可</p> <p>六 文書分類表の管理</p> <p>五 広島県個人情報保護条例第四十一条の規定に基づく勧告及び公表の決定</p> <p>四 交通事故に伴う損害賠償に係る概算払の決定（一回の金額が五十万円以下で、累計百二十万円以下のものに限る。）</p> <p>三 広島県庁内取締規則（昭和三十二年広島県規則第十六号）第五条各号に掲げる行為の許可</p> <p>二 一般社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一） 第百九条第一項の規定による認定の取消し</p> <p>（二） 第百九条第二項の規定による認定の取消し</p> <p>（三） 第百十七条（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可</p> <p>（四） 第百三十一条第一項及び第二項の規定による認可の取消し</p> <p>（五） 第百三十八条第二項において準用する第百三十三条の規定による合議制の機関への諮問</p>	<p>出納通知</p> <p>十二 旅費システムにより処理する切符等に係る収入の通知及び支出命令</p> <p>十三 非常勤職員の通勤費及び臨時的任用職員の交通費の日額の認定及び決定</p> <p>一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十四条の二第一項の規定による予防規程の制定又は変更の認可</p> <p>二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十五条の規定による保安業務規程の認可</p> <p>一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一） 第五条（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認定</p> <p>（二） 第二十九条第一項及び第二項の規定による公益認定の取消し</p> <p>（三） 第五十一条において準用する第四十三条の規定による合議制の機関への諮問</p> <p>二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第五十号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p>

財	課政財	課利福	課理管政行	課事人
	<p>一 長期債及び一時借入金の借入れの実施</p>			
<p>一 道路又は河川の公用廃止による廃道又は廃川</p>	<p>四 歳入予算の執行（長期債及び一時借入金の借入れの実施を除く。）</p> <p>三 広島県予算規則（昭和三十九年広島県規則第三十七号）第九条第一項の規定による予算の配当</p> <p>三 広島県予算規則（昭和三十九年広島県規則第三十七号）第九条第一項の規定による予算の配当</p> <p>二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第五条第一項の規定による基準財政需要額に関する資料及びその他の資料の提出</p> <p>二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第五条第一項の規定による基準財政需要額</p> <p>一 予算の流用</p>	<p>一 公務災害等の認定及び補償費の裁定</p> <p>二 恩給及び退隠料を受ける権利の裁定</p>	<p>一 地方機関における決裁規程の準則の決定</p> <p>二 地方機関における決裁規程の承認</p>	<p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号の嘱託員の任免</p> <p>二 役付職員を除く職員の任免</p> <p>三 職の設置規則に定める職以外の職の兼職及び兼職解除</p> <p>四 課長（課長相当職を含む。）以上の職員を除く職員の営利企業等の従事許可</p> <p>五 役付職員を除く職員の職員団体の業務への専従許可</p> <p>六 役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰</p> <p>七 役付職員（課長（課長相当職を含む。）以上の職員を除く。）の休職（心身の故障によるものに限る。）及び療養の期間の更新</p> <p>八 役付職員を除く職員の休職及び療養の期間の更新</p> <p>九 職員の自己啓発等休業の承認及び取消し</p> <p>十 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認及び取消し</p> <p>十一 役付職員を除く職員の昇給</p> <p>十二 自治大学校に対する研修生の推薦（第三部研修生の推薦を除く。）</p> <p>十三 電子計算組織により処理する職員の給与、児童手当及び子ども手当に係る収入の通知及び支出命令</p> <p>十四 職員の退職手当の額の決定並びに当該退職手当に係る収入の通知及び支出命令</p> <p>十五 退職票及び失業者退職手当受給資格証の交付</p> <p>十六 職員の履歴に関する証明</p>

課理管産	課繕営	課務税
		<p>一 県税及び地方人特別税の賦課徴収に係る行政不服審査法に基づく不服申立てに対する処分</p>
<p>敷地等で県有財産に属するものの使用に係る一件二十万円未満の損害賠償の請求及び不当利得の返還の請求</p> <p>二 県庁舎の部屋割</p>	<p>一 電話加入権の処分</p>	<p>一 地方交付税法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（基準財政収入額に係るものに限る。）</p> <p>（一） 第五条第一項の規定による基準財政収入額に関する資料及びその他の資料の提出</p> <p>（二） 第五条第三項の規定による交付税の額の算定に用いる資料の審査</p> <p>（三） 第十七条第一項の規定による交付税の額の算定</p> <p>二 地方税法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一） 第五十八条第四項の規定による法人税額の分割の基準となる従業者数の修正の請求</p> <p>（二） 第七十二条の四十第一項の規定による国の税務官署に対する更正又は決定の請求で二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に係るもの</p> <p>（三） 第七十二条の四十九第二項の規定による法人事業税の課税標準額の総額の更正又は決定の請求及び同条第五項の規定による分割基準の修正又は決定の請求</p> <p>（四） 第七十三条の二十一第四項の規定による市町長に対する固定資産税の課税標準となるべき価格の決定についての助言</p> <p>（五） 第三百八十九条第一項の規定による固定資産の評価及び配分</p> <p>（六） 第四百一条の規定による市町長に対する固定資産の評価に関する援助</p> <p>（七） 第七百四十二条の規定による大規模償却資産の指定及び第七百四十三条の規定による大規模償却資産の価格の決定</p> <p>三 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一） 第六条第六項の規定による県税事務所長に対する指示</p> <p>（二） 第二十四条第一項の規定による県税の減免</p> <p>四 証紙代金収納計器及び証紙代金収納計器取扱人の指定又は指定の取消し</p> <p>五 本庁で所管する県税に関する徴収金の賦課徴収及び過料の徴収</p> <p>六 地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第一百十三号）第六条の規定による地方揮発油譲与税の</p>

局策政域地			
課政財行町市	課興振域地・疎過	課計統	
<p>一 地方自治法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二百五十二条の十七の八第一項の規定による臨時代理者の選任</p> <p>(二) 第二百五十二条の十七の九の規定による臨時選挙管理委員の選任</p> <p>(三) 第二百八十四条第二項の規定による一部事務組合の設立の許可</p> <p>(四) 第二百九十一条の三第一項の規定による広域連合の組織団体数の増減、共同処理事務の変更又は規約の変更の許可</p> <p>(五) 第二百九十五条の規定による財産区の議会又は総会の設置の指示</p> <p>二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第一条の二第二</p>			
<p>一 地方自治法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二百八十六条第一項の規定による一部事務組合の組織団体数の増減、共同処理事務の変更又は規約の変更の許可</p> <p>(二) 第二百九十六条の五第二項の規定による財産又は公の施設の処分又は廃止の同意</p> <p>二 地方交付税法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（総務局税務課の所掌に係るものを除く。）</p> <p>(一) 第五条第三項の規定による交付税の額の算定に用いる資料の審査</p> <p>(二) 第十七条第一項の規定による交付税の額の算定及び交付の事務</p> <p>三 地方財政法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条の三第一項の規定による地方債に係る市町との協議</p> <p>(二) 第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定による地方債の許可</p> <p>(三) 第三十三条の八第一項の規定による地方債の許可</p>	<p>一 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定による成果の認証請求及び同条第五項の規定による成果の認証の申請</p>	<p>一 統計調査指導員の任免</p> <p>二 統計調査の結果の公表</p> <p>三 国の基幹統計以外の統計調査の実施</p> <p>四 統計調査の調査対象の選定又は指定及びその解除</p>	<p>七 額の算定に用いる資料の提出</p> <p>七 石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第五条の規定による石油ガス譲与税の額の算定に用いる資料の提出</p>

局 祉 福 康 健	局 民 県 境 環		
課 務 総 祉 福 康 健	課 境 環 然 自	課 全 保 境 環	課 事 学
<p>一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十六条の規定による病院等の</p>	<p>一 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第七条及び第八条の規定による国定公園計画の申出</p> <p>二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第百八十八号）第四条及び第七条の規定による鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定</p>		<p>項の規定による長の職務を行うべき者の選定</p> <p>(二) 第五条第一項の規定による事務の分界の決定又は承継すべき地方公共団体の指定</p> <p>(三) 第六条の規定による事務の承継の決定</p>
<p>一 災害救助法第二十六条の規定による病院等の管理、土地、家屋等の使用及び物資の生産、集荷等を業とする者に対する物資の保管命令又は物資の収用に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与</p>	<p>一 自然公園法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第九条の規定による国定公園事業の決定</p> <p>(二) 第十六条第二項及び第三項の規定による国定公園事業の執行の同意及び認可</p> <p>二 広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第七条の二第一項の規定による公園事業の決定</p> <p>(二) 第八条第二項及び第三項の規定による公園事業の執行の同意及び認可</p> <p>三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十八条、第二十九条、第三十四条及び第三十五条の規定による鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の設定又は指定</p> <p>(二) 第六十八条の規定による猟区設定の認可</p> <p>(三) 第七十八条の規定による鳥獣保護員の任免</p>	<p>一 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第五項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取及び軽易な意見の申出</p>	<p>一 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第二十六条第一項の規定による規則の変更の認証</p> <p>二 私立学校法（昭和二十四年法律第百七十号）第四十五条の規定による学校法人の寄附行為変更の認可で軽易なもの</p>

医療保険	医務課	被災者支援課	こども家庭課	
一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第三項の規定に				管理、土地、家屋等の使用及び物資の生産、集荷等作業とする者に対する物資の保管命令又は物資の収用の使用 (二) 第二十八条の規定による通信設備の使用
一 国民健康保険法第八十九条第一項の規定による保険医療機関等の出頭要求等の承認 二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三百三十三条第二項の規定	一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十九條第一項の規定による病院の期間を定めての閉鎖命令 二 前号に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与	一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第二条第三項の規定による被爆者健康手帳の交付 (二) 第七条の規定による健康診断に係る経費の支払 (三) 第二十四条第一項の規定による医療特別手当の支給 (四) 第二十五条第一項の規定による特別手当の支給 (五) 第二十六条第一項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給 (六) 第二十七条第一項の規定による健康管理手当の支給 (七) 第二十八条第一項の規定による保健手当の支給 (八) 第三十一条の規定による介護手当の支給 (九) 第三十二条の規定による葬祭料の支給 (十) 第三十三条第三項の規定による特別葬祭料付金を受ける権利の認定 二 毒ガス障害者に対する救済措置要綱（昭和五十九年四月十日衛発第二百六十六号厚生省公衆衛生局長通知）に基づく健康診断に係る費用の支払並びに医療費及び諸手当の支給	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の八第二項の規定による縁組の承諾の許可	

課	健康対策課
<p>よる保険医療機関等との契約の認可</p>	
<p>による後期高齢者医療広域連合との協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの （一） 第四十条第二項の規定による費用の支払 （二） 第四十条第三項の規定による診療費の審査及び診療報酬の額の決定 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第一項の規定による臨時の予防接種（結核に係るものを除く。）の施行の決定 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの （一） 第十九条の八の規定による指定病院の指定 （二） 第十九条の九の規定による指定病院の指定の取消し （三） 第二十二條の四第四項の規定による精神科病院の認定 （四） 第二十七條第一項及び第二項の規定による診察措置 （五） 第二十九條第一項の規定による精神障害者の入院措置 （六） 第二十九條の二第一項の規定による入院措置 （七） 第二十九條の二第二項の規定による入院措置についての決定 （八） 第二十九條の二の二第一項の規定による移送 （九） 第二十九條の二の二第三項の規定による行動制限 （十） 第二十九條の四第一項の規定による入院措置の解除 （十一） 第三十条第一項の規定による費用の支弁 （十二） 第三十一条の規定による精神障害者の入院費用の徴収 （十三） 第三十三條第四項の規定による精神科病院の認定 （十四） 第三十三條の四第一項の規定による応急入院指定病院の指定 （十五） 第三十三條の四第六項の規定による応急入院指定病院の指定の取消し （十六） 第三十八條の三第四項の規定による入院措置の解除及び精神科病院の管理者に対する退院命令 （十七） 第三十八條の五第五項の規定による入院措置の解除並びに精神科病院の管理者に対する退院命令及び処遇改善命令 （十八） 第三十八條の六第一項の規定による入院中の者の症状又は処遇に関する報告の徴収、帳簿書類の提出及び提示命令並びに立入検査

- (九) 第三十八条の六第二項の規定による入院に必要な手続に関する報告の徴収並びに帳簿書類の提出及び提示命令
 - (十) 第三十八条の七第一項の規定による精神科病院の管理者に対する処遇改善計画の提出及び変更命令並びに処遇改善命令
 - (十一) 第三十八条の七第二項の規定による精神科病院の管理者に対する退院命令
 - (十二) 第三十八条の七第三項の規定による公表
 - (十三) 第三十八条の七第四項の規定による精神科病院の管理者に対する期間を定めての入院医療の制限命令
 - (十四) 第四十五条の二第三項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還命令
 - (十五) 第四十五条の二第四項の規定による診察措置
- 四 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第十九条第一項の規定による入所者の親族の援護の実施の決定
 - (二) 第二十一条第一項の規定による費用の徴収
- 五 児童福祉法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第二十条第一項の規定による療育の給付
 - (二) 第二十一条の三第一項の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬額の決定
- 六 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第二十条第一項の規定による未熟児に対する養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
 - (二) 第二十条第七項の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬額の決定
- 七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号に規定する医療に係るものに限る。）
- (一) 第五十八条第一項の規定による自立支援医療費の支給
 - (二) 第五十八条第五項の規定による費用の支払
 - (三) 第七十三条第一項の規定による診療内容及び自立支援医療費等の請求の審査並びに自立支援医療費等の額の決定（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係るものを除く。）
- 八 広島県特定疾患治療研究事業実施要綱（平成十五年八月二十五日制定）及び小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和五十八年十月一

課生衛活生品食	課護援会社
<p>九 日制定)に基づく治療研究費の支払 第三号(二)、(由)から(七)まで、(甲)、(乙)、(丙)及び(四)に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与</p> <p>一 旅館業法施行条例(昭和二十三年広島県条例第四百四号)第七条の規定によるしんしやくの決定 二 興行場法施行条例(昭和五十九年広島県条例第十八号)第四条の規定による基準の緩和等の決定 三 公衆浴場法施行条例(昭和二十五年広島県条例第四十五号)第三条ただし書及び第六条の規定によるしんしやくの決定</p>	<p>一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十三条第一項の規定による診療費の審査及び診療報酬の額の決定 二 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 未帰還者に関する留守家族手当その他の給与の支給 (二) 第十六条第一項の規定による葬祭料の支給 (三) 第十七条第一項の規定による遺骨引取経費の支給 (四) 第二十六条の規定による障害一時金の支給 三 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第二条第一項の規定による戦時死亡宣告の請求 (二) 第三条第一項の規定による弔慰料の支給 四 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第十五条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定 (二) 第十七条第一項の規定による療養費の支給 (三) 第十八条第一項の規定による療養手当の支給 (四) 第十九条第一項又は第二項の規定による葬祭費の支給 (五) 第二十条第一項の規定による更生医療の給付又は同条第四項の規定による更生医療に要する費用の支給 (六) 第二十一条第一項の規定による補装具の支給若しくは修理又は同条第四項の規定による補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給</p>

	障害者支援助課
<p>五 行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱の費用弁償に関する規則（昭和三十三年広島県規則第十一号）第五条第二項の規定による承認</p>	<p>一 児童福祉法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十四条の二第一項の規定による障害児施設給付費の支給</p> <p>(二) 第二十四条の三第八項の規定による費用の支払（第二十四条の七第二項の規定により準用する場合を含む。）</p> <p>(三) 第二十四条の六第一項の規定による高額障害児施設給付費の支給</p> <p>(四) 第二十四条の七第一項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給</p> <p>(五) 第二十四条の二十第一項の規定による障害児施設医療費の支給</p> <p>(六) 第二十四条の二十四第四項の規定による費用の支払</p> <p>(七) 第二十四条の二十一の規定による診療内容及び障害児施設医療費の請求の審査並びに障害児施設医療費の額の決定</p> <p>二 障害者自立支援法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五十八条第一項の規定による自立支援医療費の支給（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する医療に係るものに限る。（二）において同じ。）</p> <p>(二) 第五十八条第五項の規定による費用の支払</p> <p>(三) 第七十三条第一項の規定による診療内容及び自立支援医療費等の請求の審査並びに自立支援医療費等の額の決定（障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する医療に係るものを除く。）</p> <p>三 広島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年広島県条例第十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条第一項の規定による加入の承認</p> <p>(二) 第六条の二の規定による掛金の減額</p> <p>(三) 第七条第一項の規定による年金の支給</p> <p>(四) 第八条第五項の規定による年金管理者の変更</p> <p>(五) 第八条第六項の規定による年金管理者の指定</p> <p>(六) 第九条の規定による年金の支給停止</p> <p>(七) 第十条の規定による年金給付の支払の差止め</p> <p>(八) 第十三条第一項の規定による弔慰金の支給</p> <p>(九) 第十三条の二第一項の規定による脱退一時金の支給</p> <p>(十) 第十五条の規定による年金又は弔慰金の返還</p>

局働勞工商			
課発開力能業職	課策政働労用雇	課援支者齡高	
		一 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第七条の規定による民生委員の再推薦の命令 (二) 第十一条の規定による民生委員解嘱の具申	
(十) 第九十条第一項において準用する第七十一	一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第十五条の二第一項の規定による事業主等が行う職業訓練に対する援助 (二) 第二十四条第一項の規定による職業訓練の認定 (三) 第二十四条第三項の規定による認定職業訓練の認定の取消し (四) 第三十条第五項の規定による試験の免除 (五) 第三十五条第四項の規定による寄附行為の補完 (六) 第三十七条の七（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任 (七) 第三十七条の八の規定による特別代理人の選任 (八) 第四十六条第四項の規定による広島県職業能力開発協会に対する技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務の委託 (九) 第八十七条の規定による広島県職業能力開発協会に対する助成	一 民生委員法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第五条第一項の規定による民生委員の推薦 (二) 第二十条第一項の規定による民生委員協議会を組織すべき区域の決定	四 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年広島県条例第二号）第二条第二項第二号の規定による専門的判断を要しない事件の決定 五 介護給付費等に係る行政不服審査法に基づく不服申立てに対する処分（広島県障害者介護給付費等不服審査会条例第二条第二項各号に掲げる場合のものに限る。）

農		
農	課新革営経	
一 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）	<p>二 条の規定による清算人の選任</p> <p>二 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第三十五条の規定による認定職業訓練施設の名称の承認</p> <p>一 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の規定による定款の変更の認可で輕易なもの</p> <p>二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第四十八条の規定による臨時総会の招集の承認</p> <p>（二）第五十一条第二項の規定による定款の変更の認可で輕易なもの</p> <p>三 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第四十二条第五項の規定による臨時総会の招集の承認</p> <p>（二）第四十四条第二項（同法第五十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可で輕易なもの</p> <p>四 商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第七条第二項の規定による特定商工業者の基準となる金額を定めることの許可</p> <p>（二）第十条第二項の規定による法定台帳の作成期間の延長の決定</p> <p>（三）第十二条第一項の規定による負担金賦課の許可</p> <p>（四）第四十六条第二項の規定による定款の変更の認可で輕易なもの</p> <p>五 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第五十九条の規定による臨時総会の招集の承認</p> <p>六 広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第十六条第一項第一号（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による貸付対象物件の設置等を行う場所の変更の承認</p> <p>（二）第十六条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による貸付対象物件の型式、構造等の変更の承認</p> <p>（三）第十六条第一項第六号の規定による貸付決定額の変更（貸付決定額の一割未満の減額に限る。）の承認</p>	

課務総産水林	課査検体団
<p>第三十三条第一項の規定による病害虫防除員の任免</p> <p>二 広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百六十二号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四条の規定による講習会の講師の任命</p> <p>(二) 第十三条第三項の規定による試験委員の任命</p>	<p>一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十条第十八項の規定による資金の貸付け及び手形の割引の員外利用割合の限度の特例を受ける組合の指定</p> <p>(二) 第五十条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可</p> <p>(三) 第九十六条第一項の規定による決議又は選挙若しくは当選の取消し</p> <p>(四) 第九十七条の規定による組合施設専属利用契約の取消し</p> <p>(五) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）第五十九条の規定による特定農業協同組合の承認</p> <p>二 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十九条第四項の規定による模</p>
<p>第三十三条第一項の規定による病害虫防除員の任免</p> <p>二 広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百六十二号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四条の規定による講習会の講師の任命</p> <p>(二) 第十三条第三項の規定による試験委員の任命</p>	<p>一 農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第十三条の規定による業務規程の変更の認可</p> <p>二 農業協同組合法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十一条第一項及び第三項の規定による信用事業規程の承認及び信用事業規程の変更又は廃止の承認</p> <p>(二) 第十一条の四第一項ただし書の規定による同一人に対する信用供与等限度額の超過の承認</p> <p>(三) 第十一条の五ただし書の規定による組合と特定関係者等との間で同条第一号又は第二号に規定する取引又は行為を行うことの承認</p> <p>(四) 第十一条の七第一項及び第三項の規定による共済規程の承認及び共済規程の変更又は廃止の承認</p> <p>(五) 第十一条の二十三第一項及び第三項の規定による信託規程の承認及び信託規程の変更又は廃止の承認</p> <p>(六) 第十一条の二十六の規定による信託法（平成十八年法律第百八号）に関する知事の権限</p> <p>(七) 第十一条の二十九第一項及び第三項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認及び宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認</p> <p>(八) 第十一条の三十二第一項及び第三項の規定による農業経営規程の承認及び農業経営規程の変更又は廃止の承認</p> <p>(九) 第十一条の四十六第二項ただし書の規定による特定事業会社の基準議決権数を超える議決権の取得又は保有の承認</p> <p>(十) 第四十条第一項の規定による一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集</p> <p>(十一) 第四十条第三項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任</p> <p>(十二) 第四十四条第二項の規定による定款の変更の認可</p> <p>(十三) 第七十一条第二項の規定による清算人の選任</p> <p>(十四) 第七十二条の十二の六の規定による一時理事の選任</p>

(二) 範定款例の設定
第三十条第三項
の規定による模範
共済規程例の設定

- 三 農業災害補償法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第三十三条の六の規定による仮理事の選任
- (二) 第四十三条第二項の規定による定款又は共済規程の変更の認可
- (三) 第七十七条第四項、第二百十条の七第五項、第二百十条の十五第六項及び第二百十条の二十三第三項の規定による農作物危険段階基準共済掛金率、收穫危険段階基準共済掛金率、畑作物危険段階基準共済掛金率及び園芸施設危険段階基準共済掛金率の認可
- (四) 第一百五十四条第四項の規定による危険段階共済掛金標準率の認可
- (五) 第二百十条の十五第三項の規定による危険階級に属する区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指数の決定
- 四 農作物共済引受要綱(昭和四十七年一月三十一日四十七農経B第二百九号)に基づく農作物共済の単位当たり收穫量の決定
- 五 果樹共済引受要綱(昭和五十六年四月二十三日五十六農経B第九百九十九号)に基づく標準収量表及び単位当たり收穫量の決定
- 六 畑作物共済引受要綱(昭和五十四年四月三日五十四農経B第九百三十三号)に基づく畑作物共済の単位当たり收穫量の決定
- 七 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第十五条の二第一項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の設定の認可
- (二) 第十五条の二第二項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の変更又は廃止の認可
- (三) 第四十三条第一項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による一時理事若しくは監督の職務を行うべき者の選任又は役員を選挙若しくは選任するための総会の招集
- (四) 第四十三条第三項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任
- (五) 第四十八条第二項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可
- 八 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第五十三条第一項の規定による一時役員の一

	課進推地産芸園	課略戦売販業農	課術技業農
<p>職務を行うべき者の選任又は役員を選挙若しくは選任するための総会の招集</p> <p>(二) 第五十三条第三項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任</p> <p>(三) 第六十一条第二項(第百条第二項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可</p> <p>(四) 第九十八条の六の規定による一時理事の選任</p>	<p>一 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第六条の規定による果樹等の生産等の状況に関する情報の提供</p>	<p>一 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十四条第一項の規定による業務規程の変更の承認</p> <p>二 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十九条第二項の規定による事故肥料の譲渡の許可</p>	<p>一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十八条第一項の規定による和解の仲介</p> <p>(二) 第二十八条第二項の規定による和解の仲介を行う職員の指定</p> <p>(三) 第三十六条第二項の規定による調停</p> <p>(四) 第三十六条第三項の規定による調停案の作成</p> <p>(五) 第三十九条第一項の規定による遊休農地に特定利用権を設定すべき旨の裁定</p> <p>(六) 第四十一条の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認</p> <p>(七) 第四十三条第二項において準用する第三十九条第一項の規定による遊休農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定</p> <p>(八) 第四十九条第一項の規定による立入調査等(五及び七に係るものに限る。)</p> <p>二 農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第六条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条による改正前の農地法第七十四条の二第三項の規定による土地等の譲与の適否の認定並びに譲与通知書の作成及び交付</p> <p>三 農地法第三条第一項及び第三項、第四条第一項(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合に</p>

課業林	課全保林森
	<p>一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二の規定による民有林の開發行為の許可（許可に係る面積が十平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>二 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十四条第二項、第三十一条第三項、又は第三十四条第二項の規定による氏名等の公表</p>
<p>限る。）、第五条第一項（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合に限る。）並びに第十八条第一項の規定による許可に係る行政不服審査法に基づく不服申立てに対する処分</p> <p>四 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第九十四条の八第三項の規定による適格者の選定及び埋立予定地の配分通知書の交付</p> <p>(二) 第九十四条の八第六項の規定によるしゅん功の期日の決定</p> <p>(三) 第九十四条の八第七項の規定による埋立予定地の使用許可</p> <p>五 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第三項の規定による交換分合計画の認可</p> <p>六 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第五条第二項の規定による交換分合計画の認可</p> <p>七 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第七項及び第七条第五項の規定による事業計画の同意</p>	<p>一 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三条第一項の規定による育種母樹等の指定</p> <p>(二) 第九条第一項及び第二項の規定による育種母樹等の指定の解除</p> <p>一 森林国営保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四条の規定による保険契約の承諾</p> <p>(二) 第六条の規定による保険契約の継続の承諾</p> <p>(三) 第十一条の規定による危険増加による保険契約の解除</p> <p>二 県営林立木処分について知事の決裁を経たものの予定価格の決定</p> <p>三 森林法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十条の二の規定による民有林の開發行為の変更許可</p> <p>(二) 第二十五条の二の規定による保安林の指定</p> <p>(三) 第二十六条の二の規定による保安林の指定の解除</p> <p>(四) 第三十三条の二の規定による指定施業要件の変更</p> <p>四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十</p>

<p>課 産 水</p>	<p>(二) 第十六条の規定による土砂埋立行為の許可（土砂埋立区域の面積が十平方メートル未満のものに限る。）及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定</p> <p>(三) 第三十三条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定及び第三十五条の規定による土砂搬入禁止区域の指定の解除</p> <p>(四) 第四十二条第二項の規定による公</p>	<p>号) 第十一条第一項の規定による設計及び実施計画の承認（森林の保全に係るものに限る。）</p> <p>五 広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十条第一項の規定による土砂埋立行為の変更の許可及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定</p> <p>(二) 第三十条第一項の規定による土砂埋立行為の全部の譲受けの許可及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定</p>
		<p>一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条第二項の規定による代表者の指定（漁業権の設定、分割又は変更の免許に係る申請、漁業権の共有請求又は移転の許可に係る申請、定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可に係る申請、休業中の漁業許可に係る申請、入漁権の設定等の登録に係る申請、試験研究等のための水産動植物採捕の許可に係る申請及び県内に住所を有しない者の漁業の許可又は起業の認可に係る申請の場合に限る。）</p> <p>(二) 第八条第六項及び第七項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則（同条第三項の規定による内水面に係るものに限る。）の制定、変更及び廃止の認可</p> <p>(三) 第十条の規定による漁業権の免許</p> <p>(四) 第十一条の規定による免許の内容等の事前決定</p> <p>(五) 第十四条第四項の規定による漁業権の共有請求の認可</p> <p>(六) 第二十一条第二項の規定による漁業権の存続期間の短縮</p> <p>(七) 第二十二条の規定による漁業権の分割又は変更の免許</p> <p>(八) 第二十四条第二項の規定による抵当権の設定の認可</p> <p>(九) 第二十六条第一項の規定による漁業権の移転の認可</p> <p>(十) 第三十四条の規定による漁業権の制限等</p> <p>(廿) 第五十条第一項の規定による漁業権等の登</p>

<p>課 盤 基 業 農</p>	
	<p>録</p> <p>(五) 第六十六条第一項の規定による中型まき網漁業等の許可（県内に住所を有しない者に係るものに限る。）</p> <p>(六) 第二百二十九条の規定による遊漁規則の制定及び変更の認可</p> <p>二 広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による定数漁業の許可申請期間の決定</p> <p>(二) 第九条第三項の規定による期間の決定</p> <p>(三) (一)及び(二)に定めるもののほか、県内に住所を有しない者に係る第二章の規定に基づく知事の権限</p> <p>(四) 第三章の規定（第五十五条を除く。）による許可、届出の受付その他の処分</p> <p>三 広島県内水面漁業調整規則（昭和四十年広島県規則第一号）第二章及び第三章の規定による知事の権限</p> <p>四 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条第一項及び第三項の規定による小型漁船の総トン数の測度（主たる根拠地が北部農林水産事務所所管区域に係るものに限る。）</p> <p>五 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十条の規定による遊漁船業団体の指定</p> <p>(二) 第二十二条の規定による改善命令</p> <p>(三) 第二十三条の規定による遊漁船業団体の指定の取消し</p> <p>一 土地改良法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第八条の規定による土地改良事業計画等の適否の決定</p> <p>(二) 第九条第二項の規定による異議の申出に対する決定</p> <p>(三) 第二十九条の三第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任又は総会の招集</p> <p>(四) 第三十六条第八項の規定による経費の徴収の認可</p> <p>(五) 第三十九条第五項の規定による処分の認可</p> <p>(六) 第四十一条第四項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出に対する決定（解散及び合併の場合に限る。）</p> <p>(七) 第五十六条第四項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による知事の裁</p>

		局 木 土	
画 企 術 技	課 地 用	課 務 総 木 土	
	<p>一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定による事業の認定</p>		
<p>一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二十二條の規定による採取計画の変更の命令（この表土木局の部港湾振興課の項課長専決事項の欄第一号に掲げるものを除く。）</p>	<p>一 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九條第三項の規定により県が行う国土交通省所管の国有財産の管理及び処分</p>	<p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七十一條第四項の規定による道路監理員の任免</p> <p>二 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十七條第一項の規定による河川監理員の任免</p> <p>三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第六十五條第一項及び第七十一條の規定による評価員の任免</p> <p>四 広島県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）第三十一條第一項及び第三十二條の規定による住宅管理者の任免</p>	<p>定</p> <p>(八) 第五十七條の二第一項及び第三項（第八十條及び第九十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による管理規程の認可及び管理規程の変更又は廃止の認可並びに第九十六條の四において読み替えて準用する第五十七條の二第一項及び第三項の規定による管理規程の協議及び管理規程の変更又は廃止の協議</p> <p>(九) 第八十一條の規定による所属土地改良区の増減の認可</p> <p>(十) 第八十六條第一項の規定による県営土地改良事業等の適否の決定</p> <p>(十一) 第八十七條の規定による県営土地改良計画の決定</p> <p>(十二) 第八十七條の三の規定による県営土地改良事業計画の変更の決定</p> <p>(十三) 第八十七條第七項及び第八十七條の第三十項の規定による異議申立てに対する決定</p> <p>(十四) 第八十八條の規定による応急工事の決定</p> <p>(十五) 第八十九條の二の規定による換地計画の決定及び変更</p> <p>(十六) 第八十九條の二第四項の規定による異議申立てに対する決定</p> <p>二 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二條第一項第一号の規定による土地改良財産の管理及び処分</p> <p>三 地すべり等防止法第十一條第一項の規定による設計及び実施計画の承認（農地の保全に係るものに限る。）</p>

防砂	課備整路道	課理管川河路道	課
		<p>一 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（海面を除く。）</p> <p>（一）第二条第一項の規定による埋立ての免許（埋立面積五千平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>（二）第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可</p> <p>（三）第二十九条第一項の規定による埋立地の用途の変更の許可</p> <p>（四）第三十五条第一項ただし書の規定による原状回復の義務の免除</p> <p>二 公有水面埋立法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十四号）による改正前の公有水面埋立法（以下「旧公有水面埋立法」という。）第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可（海面を除く。）</p>	
<p>一 地すべり等防止法第十一条第一項の規定による設計及び実施計画の承認（農林水産局森林保</p>	<p>一 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（都市整備課の所掌に係るものを除く。）</p> <p>（一）第三条第一項の規定による整備すべき道路の指定</p> <p>（二）第五条第二項の規定による電線共同溝整備計画の策定</p>	<p>一 道路法第十八条の規定による道路の区域の決定及び供用の開始等</p> <p>二 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第一条第一項の規定による軌道における工事の工事方法の変更の認可</p> <p>（二）第一条第二項の規定による軌道における工事に係る工事方法書の記載事項の変更の認可</p> <p>（三）第一条第三項の規定による車両の購入等の認可</p> <p>三 公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（海面を除く。）</p> <p>（一）第二条第二項の規定による願書の受付</p> <p>（二）第十三条の二第一項の規定による埋立区域の縮小、設計の概要の変更又は埋立工事の着手及びしゅん功の期間伸長の許可</p> <p>（三）第二十二条第一項の規定による埋立工事のしゅん功の認可</p> <p>（四）第二十七条第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡及び設定の許可</p> <p>四 旧公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（海面を除く。）</p> <p>（一）第十三条第二項の規定による埋立期間伸長の許可</p> <p>（二）第二十二条の規定による埋立工事のしゅん功の認可</p> <p>（三）第二十七条第一項の規定による埋立地に関する権利の譲渡の許可</p>	<p>二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の九の規定による採取計画の変更の命令</p> <p>三 前二号に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による弁明の機会の付与</p>

課	課 興 振 港 空
<p>全課及び農業基盤課の所掌に属するものを除く。</p>	<p>一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第四十九条第一項の規定による進入表面、転移表面又は水平表面（以下「制限表面」という。）の上に出る物件の設置又は留置の承認（広島西飛行場の制限表面上に出る物件の設置承認基準（平成七年広島県告示第三百九十三号）第四条に定める物件に係るものに限る。）</p> <p>（二）第四十九条第二項の規定による第四十九条第一項の規定に違反して設置、植栽又は留置された物件の除去の請求</p> <p>（三）第四十九条第三項の規定による広島西飛行場の設置告示の際現に存する物件で制限表面上に出るものの制限表面の上に出る部分の除去の請求</p> <p>二 広島県広島西飛行場条例（平成五年広島県条例第二十九号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第五条ただし書の規定による制限重量を超える航空機の使用の許可</p> <p>（二）第十三条第一項の規定による構内営業の許可（変更の許可を含む。）</p> <p>（三）第十四条の規定による工作物の設置又は増築、改築、用途変更若しくは除去の許可</p> <p>（四）第十五条の規定による土地及び建物等の使用の許可（変更の許可を含む。）</p> <p>（五）第十六条の規定による原状回復の指示</p> <p>（六）第十六条ただし書の規定による原状回復義務の免除</p> <p>（七）第十七条の規定による許可の取消し若しくはその許可の内容の変更又はその許可に係る使用の停止その他必要な措置の命令（同条第三号から第五号までに掲げる者に係るものに限る。）</p> <p>（八）第二十一条ただし書の規定による着陸料等の返還</p> <p>（九）第二十二条の規定による構内営業者、工作物設置者又は土地使用者からの報告の聴取又は施設若しくは業務の状況の検査</p> <p>三 広島県広島西飛行場条例施行規則（平成五年広島県規則第七十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第十二条第三項の規定による構内営業譲渡等の許可</p> <p>（二）第十六条の規定による条件又は期限の付与</p> <p>（三）第十七条第一項の規定による原状回復の検査</p> <p>（四）第十七条第二項の規定による原状回復の施</p>

	局市都
課興振湾港	課策政市都
<p>一 公有水面埋立法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（海面に限る。）</p> <p>(一) 第二条第一項の規定による埋立ての免許（埋立面積五千平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>(二) 第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可</p> <p>(三) 第二十九条第一項の規定による埋立地の用途の変更の許可</p> <p>(四) 第三十五条第一項ただし書の規定による原状回復の義務の免除</p> <p>二 旧公有水面埋立法第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可（海面に限る。）</p>	<p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十八条第一項の規定による都市計画の決定（第十五条第一項第二号に掲げる区域区分に関するもの及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第九条第一項第一号に掲げる地域に関するものを除く。）</p> <p>(二) 第十九条第三項の規定による市町の決定する都市計画に関する同意</p> <p>(三) 第二十一条第一</p>
行	<p>一 都市計画法第八十条第二項の規定による技術的援助（都市計画の決定又は変更に係るものに限る。）</p>

課 備 整 市 都	
<p>項の規定による都市計画の変更</p> <p>(四) 第二十一条第二項において準用する第十九条第三項の規定による市町の決定する都市計画の変更に関する同意</p>	<p>一 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十九条第一項及び第二項の規定による開発行為の許可（開発区域の面積十万平方米メートル未満のものに限る。）</p> <p>(二) 第五十九条第一項及び第四項の規定による都市計画事業の認可（都市環境課の所掌に係るものを除く。）</p> <p>二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八十条第一項本文の規定による宅地造成工事の許可（造成面積十万平方米メートル未満のものに限る。）</p> <p>三 土地区画整理法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四条第一項の規定による事業の施行の認可</p> <p>(二) 第十三条第一項の規定による事業の廃止及び終了の認可</p> <p>(三) 第十四条第一項及び第二項の規定による設立の認可</p> <p>(四) 第四十五条第二項の規定による解散の認可</p> <p>(五) 第五十二条第一</p>
<p>一 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十九条第一項の規定による開発行為の許可（第三十四条第一号から第十一号までに規定する開発行為に係るものでその開発区域の面積が一万平方米メートル未満のもの並びに同条第十二号及び第十四号に規定する開発行為に係るものでその開発区域の面積が千平方メートル未満のもの（既存の権利者の届出がなされているものを除く。）に限る。）</p> <p>(二) 第三十四条の二第一項（第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開発行為に係る協議</p> <p>(三) 第三十五条の二第一項の規定による変更許可</p> <p>(四) 第四十三条第一項の規定による建築等の許可（開発審査会の議を経るものに限る。（五）において同じ。）</p> <p>(五) 第四十三条第三項の規定による建築等に係る協議</p> <p>(六) 第四十五条の規定による地位の承継の承認</p> <p>(七) 第六十三条第一項の規定による事業計画の変更の認可（都市環境課の所掌に係るものを除く。）</p> <p>(八) 第六十四条第一項の規定による地位の承継の承認（都市環境課の所掌に係るものを除く。）</p> <p>(九) 第八十条第二項の規定による技術的援助（都市政策課及び都市環境課の所掌に係るものを除く。）</p> <p>二 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第六十号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十条第一項の規定による事業計画又は工事施行者の変更の認可</p> <p>(二) 第十一条第二項の規定による事業主の地位の承継の届出の受付</p> <p>(三) 第十二条第三項の規定による工事完了の公告</p> <p>(四) 第十六条の規定による住宅地造成事業の廃止の届出の受付</p> <p>(五) 第十九条の規定による報告の徴取及び資料</p>	

<p>項後段の規定による設計の概要の認可</p> <p>四 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（幹線街路等都市計画において定められたものの整備を伴うものに限る。）</p> <p>(一) 第七条の九第一項の規定による施行の認可</p> <p>(二) 第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可</p> <p>(三) 第十一条第一項及び第二項の規定による設立の認可</p> <p>(四) 第四十五条第四項の規定による解散の認可</p> <p>(五) 第五十条の二第一項の規定による規準及び事業計画の認可</p> <p>(六) 第五十条の十二第一項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可</p> <p>(七) 第五十条の十五第一項の規定による事業の終了の認可</p> <p>(八) 第五十一条第一項後段の規定による設計の概要の認可</p> <p>(九) 第七十二条第一項後段の規定による権利変換計画の認可</p> <p>(十) 第九十八条第二項の規定による代執行</p> <p>(出) 第一百十二条の規定による事業代</p>	<p>提出の要求並びに勧告</p> <p>三 宅地造成等規制法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十一条（第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成工事協議</p> <p>(二) 第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可</p> <p>四 土地区画整理法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十条第一項の規定による規準、規約又は事業計画の変更の認可</p> <p>(二) 第十一条第四項の規定による規約の認可</p> <p>(三) 第十四条第三項の規定による事業計画の認可</p> <p>(四) 第三十九条第一項の規定による事業計画の変更の認可</p> <p>(五) 第四十一条第四項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可</p> <p>(六) 第四十九条の規定による決算報告の承認</p> <p>(七) 第五十五条第十二項の規定による設計の概要の変更の認可</p> <p>(八) 第七十五条の規定による技術的援助</p> <p>(九) 第八十六条第一項の規定による換地計画の認可</p> <p>(十) 第九十七条第一項の規定による換地計画変更の認可</p> <p>(出) 第二百二十四条第二項及び第二百五条第四項の規定による認可の取消し</p> <p>五 都市再開発法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（幹線街路等都市計画において定められたものの整備を伴うものに限る。）</p> <p>(一) 第七条の十六第一項の規定による規準、規約又は事業計画の変更の認可</p> <p>(二) 第七条の十七第四項後段の規定による規約の認可</p> <p>(三) 第七条の十九第一項及び第五十条の十四第一項の規定による審査委員の承認</p> <p>(四) 第十一条第三項の規定による事業計画の認可</p> <p>(五) 第三十八条第一項の規定による事業計画の変更の認可</p> <p>(六) 第四十一条第三項の規定による滞納処分の認可</p> <p>(七) 第四十九条の規定による決算報告の承認</p> <p>(八) 第五十条の九第一項の規定による規準又は事業計画の変更の認可</p> <p>(九) 第五十六条において準用する第五十一条第一項後段の規定による事業計画の変更の認可</p> <p>(十) 第七十二条第四項において準用する同条第</p>
--	---

課 築 建	課 境 環 市 都	
<p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）の規定による許可、認可、承認、認定及び指定の取消し</p> <p>二 都市再開発法に基</p>	<p>一 都市計画法第五十九条第一項及び第四項の規定による都市計画事業の認可（下水道及び都市公園に係るものに限る。）</p>	<p>の開始の決定</p> <p>(五) 第一百八条の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可</p> <p>五 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第六十七条第一項の規定による設立の認可</p> <p>(二) 第七十一条第二項の規定による解散の認可</p>
<p>一 都市再開発法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（都市整備課の所掌に係るものを除く。）</p> <p>(一) 第七条の十六第一項の規定による規準、規約又は事業計画の変更の認可</p> <p>(二) 第七条の十七第四項後段の規定による規約の認可</p>	<p>一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条の規定による事業計画の認可</p> <p>二 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（下水道及び都市公園に係るものに限る。）</p> <p>(一) 第六十三条第一項の規定による事業計画の変更の認可</p> <p>(二) 第六十四条第一項の規定による地位の承継の承認</p> <p>(三) 第八十条第二項の規定による技術的援助</p>	<p>一 項後段の規定による権利変換計画の変更の認可</p> <p>(四) 第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の承認</p> <p>(五) 第一百七十七条第三項の規定による財産の処分等に関する計画の承認</p> <p>(六) 第一百八条の六第四項において準用する同条第一項後段の規定による管理処分計画の変更の認可</p> <p>(七) 第二百二十四条の二第二項、第二百二十五条第三項、第二百二十五条の二第三項及び第二百二十六条第一項の規定による処分の取消し及び必要な措置の命令等</p> <p>(八) 第二百二十四条の二第二項、第二百二十五条第四項及び第二百二十五条の二第四項の規定による認可の取消し</p> <p>(九) 第二百二十九条の規定による技術的援助</p> <p>(十) 第三十三条第一項の規定による管理規約の認可及び同意</p> <p>六 農住組合法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第九条第一項の規定による交換分合計画の認可</p> <p>(二) 第八十三条第二項の規定による業務の停止及び役員の変更命令</p> <p>(三) 第八十四条の規定による解散命令</p> <p>七 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（街路事業に係るものに限る。）</p> <p>(一) 第三条第一項の規定による整備すべき道路の指定</p> <p>(二) 第五条第二項の規定による電線共同溝整備計画の策定</p>

-
-
- (一) づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（都市整備課の所掌に係るものを除く。）
 - (二) 第七條の九第一項の規定による施行の認可
 - (三) 第七條の二十第一項の規定による事業の終了の認可
 - (四) 第十一條第一項及び第二項の規定による設立の認可
 - (五) 第四十五條第四項の規定による解散の認可
 - (六) 第五十條の二第一項の規定による規準及び事業計画の認可
 - (七) 第五十條の十二第一項の規定による再開發会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可
 - (八) 第五十條の十五第一項の規定による事業の終了の認可
 - (九) 第五十一條第一項後段の規定による設計の概要の認可
 - (十) 第七十二條第一項後段の規定による権利變換計画の認可
 - (十一) 第九十八條第二項の規定による代執行
 - (十二) 第一百十二條の規定による事業代行の開始の決定
 - (十三) 第一百十八條の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可
 - (十四) 獨立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十

- (一) 第七條の十九第一項及び第五十條の第十四第一項の規定による審査委員の承認
 - (二) 第十一條第三項の規定による事業計画の認可
 - (三) 第三十八條第一項の規定による事業計画の変更の認可
 - (四) 第四十一條第三項の規定による滞納処分の認可
 - (五) 第四十九條の規定による決算報告の承認
 - (六) 第五十條の九第一項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
 - (七) 第五十六條において準用する第五十一條第一項後段の規定による事業計画の変更の認可
 - (八) 第七十二條第四項において準用する同條第一項後段の規定による権利變換計画の変更の認可
 - (九) 第九十九條の三第三項の規定による特定建築者の承認
 - (十) 第一百七七條第三項の規定による財産の処分等に関する計画の承認
 - (十一) 第一百十八條の六第四項において準用する同條第一項後段の規定による管理処分計画の変更の認可
 - (十二) 第二百二十四條の二第一項、第二百二十五條第三項、第二百二十五條の二第三項及び第二百二十六條第一項の規定による施行者が行つた処分
 - (十三) 第二百二十四條の二第二項、第二百二十五條第四項及び第二百二十五條の二第四項の規定による認可の取消し
 - (十四) 第二百二十九條の規定による技術的援助
 - (十五) 第三百三十三條第一項の規定による管理規約の認可及び同意
- 二 獨立行政法人住宅金融支援機構法第十六條第一項及び附則第七條第六項の業務委託契約による工事の審査

課宅住	
<p>二号)第十六条第一項及び附則第七条第六項の規定による委託契約の更新</p>	<p>一 広島県営住宅設置及び管理条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第六条第四項の規定による入居資格の決定 (二) 第十条第一項の規定による選考方法の決定 (三) 第十四条の規定による県営住宅の家賃の決定(新規に管理開始する住宅に限る。) (四) 第十八条第二項(第四十六条及び第五十条において準用する場合を含む。)の規定による借上げに係る公営住宅及び共同施設の修繕費用の負担の決定 (五) 第二十九条第一項の規定による改良住宅の収入超過者の家賃の算定方法の決定 (六) 第三十四条第一項(第四十六条及び第五十条において準用する場合を含む。)の規定による建替事業に伴う明渡し請求 (七) 第三十九条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)の規定による県営住宅の明渡し請求 (八) 第四十二条第一項の規定による社会福祉法人等に公営住宅を使用させる場合の使用料の</p>
<p>一 広島県営住宅設置及び管理条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(広島県地方機関の長に対する事務委任規則により委任されている事務を除く。) (一) 第九条第二項及び第三項(第五十条において準用する場合を含む。)の規定による入居の決定 (二) 第十二条第三項(第五十条において準用する場合を含む。)の規定による連帯保証人の連署の免除 (三) 第十二条第四項(第五十条において準用する場合を含む。)の規定による入居の決定の取消し (四) 第十三条第一項の規定による収入の申告の方法の決定 (五) 第十四条の規定による県営住宅の家賃の決定(新規に管理開始する住宅を除く。) (六) 第三十条第一項の規定による明渡し請求 (七) 第三十条第四項の規定による明渡し期限の延長の決定 (八) 第四十条第一項の規定による社会福祉法人等に使用させることとする県営住宅の決定 (九) 第四十一条第二項の規定による使用許可 (十) 第四十二条第一項の規定による社会福祉法人等に公営住宅を使用させる場合の使用料の決定(新規に使用させる場合を除く。) (十一) 第四十五条の規定による使用許可の取消し (十二) 第四十七条第一項の規定による中堅所得者等に使用させることとする県営住宅の決定 (十三) 第四十九条の規定による中堅所得者等に公営住宅を使用させる場合の家賃の決定(新規に使用させる場合を除く。) (十四) 第五十三条第二項から第四項までの規定による駐車場の使用者の決定 (十五) 第五十六条第一項の規定による駐車場の明渡しの請求 二 広島県営住宅管理規則第四条第四号の規定による単身入居対象住宅の規格の例外を認める事由の決定 三 広島県営住宅管理規則第十八条第二項の規定による県営住宅の変更又は交換の承認</p>	

決定（新規に使用
させる場合に限る。

（九） 第四十九条の規
定による中堅所得
者等に公営住宅を
使用させる場合の
家賃の決定（新規
に使用させる場合
に限る。）

（十） 第五十二条第一
号及び第四号の規
定による駐車場の
使用者の資格の決
定

（十一） 第五十三条第四
項の規定による駐
車場の使用者の選
考方法の決定

（十二） 第五十四条第一
項から第三項まで
の規定による駐車
場の使用料の決定
（十三） 第六十一条の規
定による管理の委
託

二 県営住宅に係る家
賃若しくは損害賠償
金若しくは駐車場に
係る使用料の支払又
は県営住宅若しくは
駐車場の明渡しの請
求に関する民事訴訟
法第二百七十五条の
規定による訴え提起
前の和解の申立て

三 県営住宅に係る家
賃若しくは損害賠償
金又は駐車場に係る
使用料の支払に関す
る民事訴訟法第三百
八十二条の規定によ
る支払督促の申立て

四 県営住宅に係る家
賃若しくは損害賠償
金若しくは駐車場に
係る使用料の支払又
は県営住宅若しくは
駐車場の明渡しの請
求に関する民事執行
法（昭和五十四年法

律第四号)の規定による民事執行の申立て

備考 会計管理部長は、会計管理部の部総務事務課の項局長専決事項の欄の事項について専決することができる。

別表第六西部保健所長及び東部保健所長の項第一号中(一)、(二)、(三)、(四)、(五)及び(六)を削り、(七)を(一)とし、(八)を(二)とし、同項第十四号中「第一号(三)、(五)及び(七)」を「第一号(一)」に改め、同表西部保健所長の項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 水道法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一)、(二)、(五)及び(六)については広島市及び呉市に係るものに限る。(三)及び(四)については呉市に係るものに限る。(一)
 - (一) 第十三条第一項(第三十一条において準用する場合を含む。)及び第十四条第五項の規定による届出の受付
 - (二) 第二十四条の三第二項の規定による業務委託の届出の受付
 - (三) 第三十六条第一項の規定による施設の改善の指示
 - (四) 第三十六条第二項の規定による水道技術管理者の変更勧告
 - (五) 第三十七条の規定による給水停止命令
 - (六) 第三十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 別表第六西部保健所長の項に次の一号を加える。
- 三 第一号(三)及び(五)に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与
- 別表第六広島港湾振興事務所長の項第二号中「しゅん功許可」を「しゅん功認可」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。